

2023年8月9日  
沖縄電力株式会社

## 台風6号により被災されたお客さまに対する 電気料金等の特別措置について

この度の台風6号により被災された皆様に対し、心よりお見舞い申し上げます。

当社は、台風6号の被災により沖縄県が災害救助法の適用を決定した市町村、またはその隣接する市町村において、被害に遭われたお客さま等からお申し出があった場合には、下記の特別措置を講ずることとし、2023年8月7日に「特定小売供給約款以外の供給条件」、「離島等供給約款以外の供給条件」および「託送供給等約款以外の供給条件」を経済産業大臣に認可・承認申請し、本日、認可・承認を受けましたのでお知らせします。

### 記

#### 1. 特別措置の対象地域

災害救助法が適用された市町村およびその隣接市町村※

##### ■災害救助法が適用された市町村

那覇市、宜野湾市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭郡国頭村、国頭郡大宜味村、国頭郡東村、国頭郡今帰仁村、国頭郡本部町、国頭郡恩納村、国頭郡宜野座村、国頭郡金武町、国頭郡伊江村、中頭郡読谷村、中頭郡嘉手納町、中頭郡北谷町、中頭郡北中城村、中頭郡中城村、中頭郡西原町、島尻郡与那原町、島尻郡南風原町、島尻郡渡嘉敷村、島尻郡座間味村、島尻郡南大東村、島尻郡伊平屋村、島尻郡伊是名村、島尻郡久米島町、島尻郡八重瀬町

※以下の市町村を隣接市町村とする。（2023年8月9日時点）

島尻郡粟国村、島尻郡渡名喜村、島尻郡北大東村、宮古郡多良間村

#### 2. 特別措置の内容および申し込み方法

特別措置の内容、対象となるお客さまおよび申し込み方法等の詳細は別紙1（当社と電気供給契約があるお客さま）、別紙2（新電力さま）をご参照ください。

以上

特別措置の内容および申し込み方法  
(当社と電気需給契約があるお客さま)

被災されたお客さまに対し、以下の特別措置を適用します。

### 1. 特別措置の内容

#### (1) 支払期日延長※1

被災されたお客さまの 2023 年 7 月分(支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限る。)、8 月分、9 月分および 10 月分の電気料金の支払期日を各々 1 ヶ月間延長いたします。

#### (2) 不使用月の電気料金免除

被災されたお客さまが、被災時から引き続きまったく電気を使用されない場合には、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から 6 ヶ月間に限り、電気料金を免除いたします。

#### (3) 工事費負担金※2の免除

被災されたお客さまが電気の契約を廃止し、2024 年 2 月末日までに新たに電気の使用申し込みを行う場合は、それに要する工事費負担金を免除いたします。(ただし被災時の契約電力等を超えないこと)

#### (4) 臨時工事費※3の免除

被災されたお客さまが 2024 年 2 月末日までに臨時に電気を使用される場合は、それに要する臨時工事費を免除いたします。

#### (5) 使用不能設備に対する基本料金の免除

被災されたお客さまの電気設備の一部が使用不能となった場合は、2024 年 2 月末日までに限り、復旧までの間、その使用不能設備に相当する基本料金を免除いたします。

#### (6) 引込線、計量器等の取付位置変更工事費※4の免除

被災されたお客さまが引込線、計量器、その付属装置、区分装置および通信設備等の取付位置の変更の申し込みを 2024 年 2 月末日までに行う場合は、その初回の工事に要した費用を免除いたします。

※1) 支払期日とは、検針日の翌日から 30 日目といたします。

※2、3、4) 工事費負担金、臨時工事費および取付位置変更工事費とは、お客さまからの申し込みにより、当社の電気設備を新たに設置したり、移動したりする場合等において、それに要する工事費をお客さまにご負担いただくものをいいます。

### 2. 対象となるお客さま

電気のご使用場所が特別措置の対象地域となるお客さまであり、かつ、**市町村より発行された罹災証明書をお持ちで当社へ提示いただける**お客さま。

### 3. 特別措置の申込方法

対象となるお客さまがこの特別措置の適用を希望される場合は、罹災証明書の発行申請等を行っていただき、当社へのお申し込みに関しては次頁の連絡先までお問い合わせください。



◆担当部署：（前頁1（1）、（2）について）

沖縄電力 料金センター

：（前頁1（3）～（6）について：本島および一部離島※<sup>1</sup>）

沖縄電力 供給受付センター

：（前頁1（3）～（6）について：離島※<sup>2</sup>）

沖縄電力 各離島支店・電業所

※1：以下※2の地域を除く特別措置対象地域。

※2：宮古島市、島尻郡南大東村、島尻郡久米島町、島尻郡栗国村、島尻郡渡名喜村、島尻郡北大東村、宮古郡多良間村

電話番号：0120-586-391（コールセンター）

098-993-7777【有料】※「0120」番号をご利用になれない一部のIP電話

受付時間：月～金 8：30～17：00

（祝日、慰霊の日、旧盆〈8/30〉、年末年始〈12/29～1/3〉除く）

## 特別措置の内容および申し込み方法 (新電力さま)

被災された電気の利用者を需要者とする供給地点について、以下の特別措置を適用します。

### 1. 特別措置の内容

#### (1) 接続送電サービス料金等の料金算定日の延長※1

被災された電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の 2023 年 7 月（支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限る。）、8 月、9 月および 10 月料金計算分の料金算定日を各々 1 ヶ月間延長いたします。

#### (2) 不使用月の接続送電サービス料金等の免除

被災された電気の利用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用されない場合には、当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金を、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から 6 ヶ月間に限り免除いたします。

#### (3) 工事費負担金の免除

被災された電気の利用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用しないで、当該供給地点の接続供給を廃止し、2024 年 2 月末日までに新たに接続供給の申し込みを行う場合は、それに要する工事費負担金を免除いたします。（ただし被災時の契約電力等を超えないこと）

#### (4) 臨時工事費の免除

被災された電気の利用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、2024 年 2 月末日までに臨時接続送電サービスの申し込みを行なう場合は、それに要する臨時工事費を免除いたします。

#### (5) 使用不能設備に対する基本料金等の免除

被災された電気の利用者を需要者とする供給地点において、電気設備の一部が使用不能となった場合は、2024 年 2 月末日までに限り、復旧までの間、その使用不能設備に相当する接続送電サービス料金および臨時接続送電サービス料金の基本料金ならびに予備送電サービス料金を免除いたします。

#### (6) 引込線、計量器等の取付位置変更工事費の免除

被災された電気の利用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置、区分装置および通信設備等の取付位置の変更の申し込みを 2024 年 2 月末日までに行う場合は、その初回の工事に要した費用を免除いたします。

### 2. 特別措置の申込方法

この特別措置の適用を希望される新電力さまは、当社ネットワークサービスセンターまでお問い合わせください。

#### ◆沖縄電力ネットワークサービスセンター

電話番号：098-877-3225（直通）

受付時間：月～金 8：30～12：00、12：50～17：00

（祝日、慰霊の日、旧盆〈8/30〉、年末年始〈12/29～1/3〉除く）